令和5年度 第1回 龍ケ崎市国民健康保険運営協議会

日 時:令和5年5月25日(木)

午後1時30分から午後3時まで

場 所:龍ケ崎市役所5階全員協議会室

次 第

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 議事
- (1) 国民健康保険税税率改正について
- 4. 報 告
- (1) 国民健康保険税条例の改正内容について
- (2) その他
- 5. 閉 会

令和5年度 第1回 龍ケ崎市国民健康保険運営協議会

日 時:令和5年5月25日(木)

午後1時30分から午後3時まで

場 所:龍ケ崎市役所5階全員協議会室

議事

(1) 国民健康保険税税率改正について

①本市の税率の現状

本市の国民健康保険税について、医療分(医療給付費分+後期高齢者支援金分)は、下表のとおり県平均および納付金ベースの県算定による数値より所得割・均等割ともに低い水準にあります。

また、後期高齢者医療制度の保険料と比較しても低い水準にあるため、現状では、年齢到達により後期高齢者医療制度に移行した際に、同じ所得水準であれば、保険税(料)は負担増となります。

なお、介護納付金分については、納付金ベースの県算定よりは低いが、県平均とはほぼ同水準。

医療分(医療給付費分	医療分(医療給付費分+後期高齢者支援金分)								
豆八	= 0		参考						
区分		龍ケ崎市	県立	県平均		県算定(納付金ベース)		者医療制度	
所得割		8.02%	9.04%	1.02%	9.32%	1.30%	8.50%	↑ 0.48%	
均等割		38,400円	43,175円	↑4,775円	54,698円	↑16,298円	46,000円	↑7,600円	
【再掲/内数】	所得割	5.48%	6.46%	↑ 0.98%	6.27%	↑ 0.79%	_	_	
医療給付費分	均等割	26,200円	30,014円	↑3,814円	37,169円	↑10,969円			
【再掲/内数】	所得割	2.54%	2.58%	↑ 0.04%	3.05%	↑ 0.51%	_	_	
後期高齢者支援金分	均等割	12,200円	13,161円	↑ 961円	17,529円	↑ 5,329円	_	_	
△遊仙什么八	所得割	2.07%	2.04%	↓ 0.03%	2.49%	↑ 0.42%	_	_	
介護納付金分	均等割	13,100円	13,900円	↑ 800円	18,253円	↑ 5,153円	_	_	

議事

(1) 国民健康保険税税率改正について

② 国民健康保険事業費納付金の推移(平成30年度~令和5年度)

国民健康保険事業費納付金は、各市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、茨城県に各市町村が納めるもの。各市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し、納付金を算定。

■ 年度別納付金額(一般・退職計)

年 度	納付金額(一般・退職計)	前年比
平成30年度	23億5,247万1,136円	_
令和元年度	20億9,757万8,409円	▲ 2億5,489万2,727円(▲10.84%)
令和2年度	17億8,727万9,446円	▲ 3億1,029万8,963円(▲14.79%)
令和3年度	16億9,539万6,195円	▲ 9,188万3,251円 (▲ 5.14%)
令和4年度	17億9,715万8,241円	+ 1億0,176万2,046円(+ 6.00%)
令和5年度	19億8,851万4,056円	+ 1億9,135万5,815円(+10.65%)

■【再掲】年度別納付金額(一般・退職別)

年 度	一般被保険者分	前年比	退職被保険者分	前年比
平成30年度	23億4,509万7,351円	_	737万3,785円	_
令和元年度	20億9,665万5,208円	▲ 2億4,844万2,143円(▲10.59%)	92万3,201円	▲ 645万0,584円 (▲ 87.48%)
令和2年度	17億8,312万7,418円	▲ 3億1,352万7,790円(▲14.95%)	415万2,028円	+ 322万8,827円 (+349.74%)
令和3年度	16億9,539万6,195円	▲ 8,773万1,223円 (▲ 4.92%)	0円	▲ 415万2,028円 (▲100.00%)
令和4年度	17億9,687万4,715円	+ 1億0,147万8,520円 (+ 5.98%)	28万3,526円	+ 28万3,526円 (+100.00%)
令和5年度	19億8,821万3,451円	+ 1億9,133万8,736円(+10.65%)	30万0,605円	+ 1万7,079円 (+ 6.02%)

議事

(1) 国民健康保険税税率改正について

③ 保険料水準統一の流れ

茨城県国民健康保険運営方針により、県内市町村の賦課方式を統一するため、本市においても、令和4年度より賦課方式を「4方式」から「2方式」に改めたところです。県では今後も持続可能な国保制度とするため、保険料水準の統一に向けた取り組みをさらに加速化させていくとし、令和8年度からの保険料水準の統一に向けたロードマップを今年度中に示すとしています。

茨城県の示す保険料水準の統一の類型

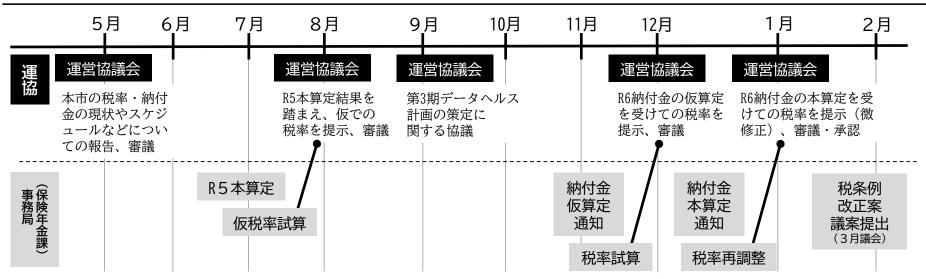
▼納付金ベースの完全統一

各市町村の医療費水準を反映せずに算定。医療費水準の変動 リスクを県全体で平準化。小規模市町村の納付金の急増などを 県全体で分担することで、国保財政の安定化が図られます。

▼完全統一

同じ所得水準・世帯構成であれば、同じ保険料水準に。被保険者間の公平性が確保でき、県全体の一体的管理により国保財政運営の安定化が図られます。

④ 今後の運営協議会のスケジュール(予定)



報告

(1) 龍ケ崎市国民健康保険税条例の改正内容

① 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に合わせ、「後期高齢者支援金分」の賦課限度額を引き上げる(「医療給付費分」「介護納付金分」)は据え置き)。

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円 (据え置き)
後期高齢者支援金分	20万円	<u>22万円</u> (+2万円)
介護納付金分	17万円	17万円 (据え置き)
合 計	102万円	<u>104万円</u> (+2万円)

■ 賦課限度額の推移

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
医療給付費分	47万円		50万円	51万円			52万円	
後期高齢者支援金分	127	万円	13万円	14万円			16万円	17万円
介護納付金分 9万円		107	万円		12万円		14万円	16万円
合 計	68万円	69万円	73万円		77万円		81万円	85万円

区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
医療給付費分	547	万円	58万円	61万円	63万円		65万円	65万円
後期高齢者支援金分			197	万円			20万円	22万円
介護納付金分		167	万円			177	万円	
合 計	897	万円	93万円	96万円	997	万円	102万円	104万円

報告

(1) 龍ケ崎市国民健康保険税条例の改正内容

② 低所得者にかかる軽減判定額の見直し

地方税法施行令の改正に合わせ、応能割5割・2割軽減の軽減措置の判定基準となる金額を見直す(「7割軽減」の判定基準は変更なし)。

【現行】

軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者等の数) の所得の合計額
7割	43万円 + (10万円×給与所得者等の数-1) 以下
5割	43万円 + (28.5万円×被保険者等の数) + (10万円×給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円 + (52万円×被保険者等の数) + (10万円×給与所得者等の数-1)以下



【改正後】

世帯全員(世帯主+被保険者等の数) の所得の合計額
43万円 + (10万円×給与所得者等の数-1) 以下
43万円 + (29万円 ×被保険者等の数) + (10万円×給与所得者等の数-1)以下
43万円 + (53.5万円 ×被保険者等の数) + (10万円×給与所得者等の数-1)以下

その他

(1)次回運営協議会予定

開催月	議事・報告内容	
令和5年8月	【議事】国民健康保険税の税率改正(改正税率(案)の提示) 【報告】龍ケ崎市国民健康保険税条例の改正(産前産後の国民健康保険税免除)	など

🚺 開催月及び議事・報告内容は変更する可能性があります。

【令和5年度 第1回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答】

●議事(1)国民健康保険税の税率改正について

	質問		ы <i>М</i>
	該当ページ	質問内容	回答
		国民健康保険の「加入世帯	「加入世帯数」:令和5年4月末現在で「10,769」世帯
1	_	数」「滞納者数」「資格証明	「滞納者数」:令和 5 年 4 月末現在で <u>「438 世帯・649 人」</u>
		書交付者数」	「資格証明書交付者数」:令和5年4月末現在で <u>「0人」</u>
	【2ページ】	納付金額は昨年度より 1	国民健康保険事業費納付金は、県内の国保の保険給付費支払い、後期高齢者支援金の支
	国民健康保険	億 9,135 万 5,815 円増。増	払い等の財源として茨城県で算定している。令和5年度の納付金の増加理由に関する県の
	事業費納付金	加の主な要因は何か。	説明は以下のとおり。
	の推移(平成30		① 令和 3 年度の医療費の増加により,県が確保していた国保の決算余剰金をそれらの支
)	年度~令和5年		払いに充当。そのため、令和2年度から令和4年度まで行っていた決算余剰金を充当
4	度)		しての納付金圧縮を、令和5年は行えなかった。
			② 後期高齢者医療制度の被保険者数の増に伴う給付増により、後期高齢者支援金が大幅
			増(約10%)となった。
			③ 国保の令和4年度医療費が想定より減少していない(1人当たり医療費が引き続き増加
			傾向にある)。
		① 市の保険税は県平均よ	① 現在の国民健康保険税は、国民健康保険事業費納付金を納付する財源を確保できる
	【3ページ】	り低いが統一すること	ように税率が設定される。従って、納付金が増えると保険税率も上がる仕組み。
3	保険料水準統	で保険料は上がる。今で	これを抑える手立ての1つとして市の国民健康保険支払準備基金の取り崩しがある
3	一の流れ	も高いと言われている	が、基金枯渇の恐れもあるため、慎重な対応が必要。
		が値上げを抑える手立	
		ては考えているか。	

2	国保財政の安定化は、
	国、県への国保財政への
	補助が求められる。その
	拡大を求めることにつ
	いて。

② 市町村国保に対しては、平成 27 年度から 1700 億円、平成 30 年度からさらに 1700 億円、合計 3400 億円の国費投入が毎年度行われている。

また、昨年度から創設された「未就学児の保険税均等割半額免除」でも国庫負担2分の1、県負担4分の1が制度化され、来年1月に創設予定の「産前産後被保険者の保険税免除」制度でも同様の措置がされる予定であり、国県も様々な形で国保への財政支援を行っているところ。

全国知事会や全国市長会等も、さらなる国保への国の財政支援を求めているところであり、今後の流れを注視していく。

●報告(1)国民健康保険税条例の改正内容について

		質 問	回答
	該当ページ	質問内容	<u></u>
	【4ページ】賦	限度額の引き上げによ	国民健康保険税の令和4年度本算定を利用して試算した結果
	課限度額の引	る保険税への影響につい	① 所得階層別の人数については、今回は税率改正ではなく賦課限度額の引き上げなので、
	き上げ	て	賦課限度額に達する所得層以外では税額の増加はない。従って、令和4年度本算定で賦
		① 所得階層別の値上げ人	課限度額を超えた世帯について今回の新しい賦課限度額を適用した場合に税額が増え
		数	る世帯数でお答えすると「23世帯」。
			※ 国保の賦課限度額は世帯単位で決まるため、人数ではなく世帯数で回答。
1		② 所得における保険料	② 国保世帯の平均的な所得(令和4年度本算定時978,000円)を基に算定した「医療給付
1		の割合	費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の税額の合計:年額 55,300 円
			➡ 所得における保険料の割合:55,300 円∕978,000 円≒ <u>「5.65%」</u>
		③ 4 人家族の場合の保険	③ 上記の平均的な所得があり、家族構成が「40歳~64歳2人」「18歳以下2人」の4人家
		税はどうなるか	族を想定➡ <u>「年額 223,600 円」</u>
		当市の平均的な所得	
		を参考に	
2	【5ページ】低	対象者数の推移につい	当市の法定軽減対象者数の推移を、過去3年間の「7割」「5割」「2割」各軽減対象者数
	所得者にかか	て	の総数にて示す。
	る軽減判定額		※()内は当市の国保被保険者数全体に対する割合
	の見直し		※基準日は、令和2年度と3年度は10月20日、令和4年度は10月31日
			令和 2 年度 :9,274 人(50.5%)
			令和3年度:9,165人(50.7%)
			令和 4 年度 :9,142 人(52.2%)

3	_	茨城県の国民健康保険税 率の全都道府県中の水準 (当日配布資料参照)	厚生労働省作成の「都道府県別保険料指数等」の「標準化保険料算定額」によれば、 2017 年度(平成 29 年度)では茨城県は保険税率が高い順で全国第 43 位。